

令和2年6月2日14時00分

資料配布 近畿地方整備局

京都国道事務所

6/8 国道9号で遮断機の操作訓練を実施します。

～大雨等に伴う通行止めに備えます～

梅雨時期を迎えるにあたり、大雨等による通行止めの際、迅速に対応することを目的に、国道9号で遮断機の動作確認も兼ねた操作訓練を行います。

京都国道事務所が管理する直轄国道では、大雨等の道路利用者の安全確保のため、異常気象時通行規制区間を設定し、連続雨量230mmに達した場合、通行止めを行っています。

梅雨時期を迎えるにあたり、遮断機の操作手順について確認を行う訓練を実施し、大雨等に伴う通行止めの必要が生じた場合に備えます。

日 時：令和2年6月8日（月）15時00分～16時00分

※小雨決行。

場 所：京都府南丹市園部町上木崎地先（国道9号 上木崎バス停横）

内 容：遮断機の操作訓練

福知山方面車線の遮断機の操作を行います。

その他：訓練実施に伴い、当日は短時間の片側交互通行を行いますので、道路をご利用の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

現地取材可能（現地に14時50分までにお越しください。）

※取材の際は、お手数ですがマスク着用と周囲の人との距離をあけるようご協力をお願いします。

<取扱い>

<配布場所> 京都府政記者室

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所

副所長 尾下 嘉春（おした よしはる）

保全対策官 神谷 毅（かみたに たけし）

電話：075-351-3300

◆異常気象時通行規制区間の概要◆

京都国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間のうち、以下の3箇所では異常気象時通行規制区間^{※1}を設けています。各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が230mmに達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	延長(km)	体制対象雨量(連続雨量;mm)	
			警戒体制	非常体制 (通行止)
1号	京都市山科区北花山 ～東山区清閑寺(東山地区)	1.1	180	230
9号	京都市西京区大枝沓掛町 ～亀岡市篠町王子(老ノ坂地区)	4.7	180	230
9号	南丹市園部町上木崎 ～船井郡京丹波町新水戸(観音地区)	4.0	180	230

また、上記以外に集中豪雨等により時間雨量が60mmを越えると冠水する恐れのある箇所があります。その場合は、段階的に注意体制強化、警戒体制を発令して対策にあたり、冠水水位が9cmに達した場合、通行が不可能となり非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

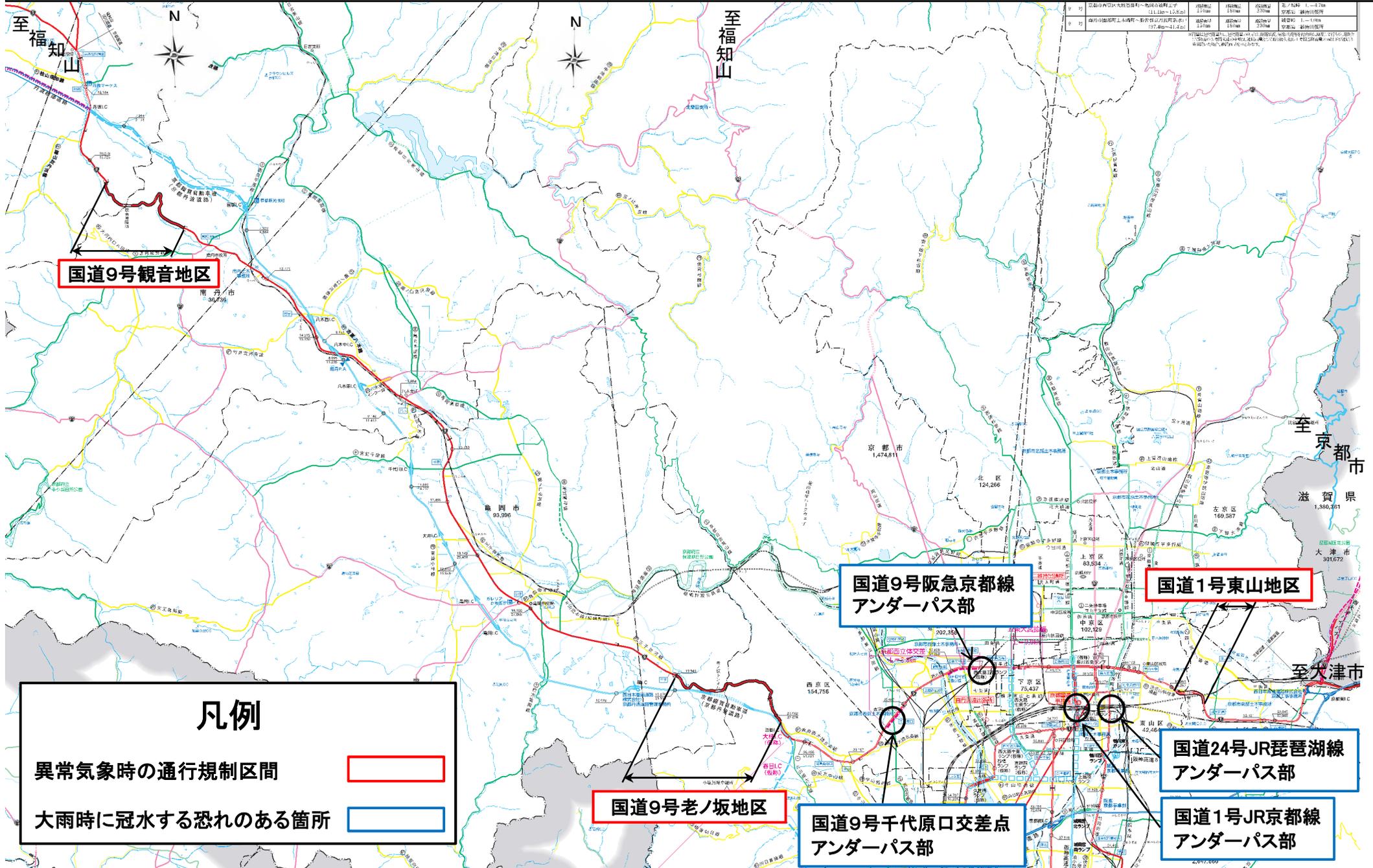
【その他通行規制区間】

路線名	区 間	延長(km)	体制対象雨量(時間雨量;mm)	
			警戒体制	非常体制 (通行止)
9号	京都市右京区西院月双町 ～右京区西院久保田町 (阪急京都線アンダーパス部)	0.1	60	冠水水位が9cm

その他、鉄道や道路と交差するアンダーパス部が3カ所あります。集中豪雨等による大雨時には冠水する恐れがありますので道路情報板等の情報に注意して通行をお願い致します。

※1：大雨等の異常気象時において道路の通行が危険と認められる場合に、規制基準を定めて道路通行規制を実施する区間

京都国道事務所 異常気象時における通行規制区間



国道9号（観音地区）遮断機操作訓練 拡大図

